

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 俸給月額の改定

秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこと。（別表第三関係）

第二 期末手当の改定

一 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十二・五に引き上げること。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を百分の百七十に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百七十に引き下げること。（法第二条の規定による改正後の第七条の

二関係）

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二の二は令和二年四月一日から施行し、第一は平成三十一年四月一日から適用すること。

二 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。